

米生産者4人

# J A庄内みどりを提訴

販売委託

## 「精算方式が不適正」

J A庄内みどり(酒田市、阿部茂昭組合長)に販売を委託している遊佐町の米生産者4人が15日、不適切な精算方法で本来支払われるべき代金を受け取っていないとし、同J Aに未払い金の支払いを求める集団訴訟を地裁酒田支部に起こした。今回の請求額は合計291万円。弁護士はこれが第1弾とし、最終的な原告総数は100人を超えると見込んでいる。

原告2人と弁護士が同日、酒田市役所で記者会見を開き、説明した。問題としているのは同J Aが全農



を過ぎず商社などに直接販売する際の精算方式。

原告側は、全農を通さないう分、経費を抑えられるために増えた利益を同J Aが「直販メリット」とし、その半分をJ Aの収入として不当に得ていると指摘。直販メリットについては生産者と同J Aが個別に結んだ契約に盛り込まれておらず、合意もしていないと主張している。J Aに支払っ

訴訟内容を説明する菅原英児さん(左から2人目)と、佐藤清さん(同3人目)

酒田市役所

ている経費に含まれているはずの倉庫手数料が二重取りされていることなども問題視した。

原告側の説明によると、

同J Aによる独自の精算方式は、11年に行った09年産米の最終精算時に発覚。原告らは是正を求めて13年から交渉を続け、12年産米についてJ Aは全額の返金に応じた。しかし、その後は理事会の決定などを理由に取り合わなかったため、訴訟に踏み切ったという。今回の請求額は1人当たり約25万173万円。原告側の推計では、02、13年産米で本来農家が得られるはずの15億7336万円が支払われていないとしている。

原告の一人で「庄内みどり農協の未来を考える会」代表の菅原英児さん(57)は「遊佐町当山」は「金額が問題ではない。庄内や近隣県

のJ Aでは行われていない誤った精算方式を是正したい。生産者の利益を守りたい」と語り、佐藤清さん(59)「同町江地」は「遊佐町の一部の農家の問題ではない。農家と農協の問題。裁判所に公平な立場で判断してもらいたい」と話した。酒田市の農家も含め、今後原告を増やしていく考えも示した。

同J Aは文書で「訴状がまだ届いておらず起訴内容が分からない。今後、弁護士と相談して対応を協議すること」とコメントしている。

28.6.16